

低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録実施要領

(登録の目的)

第1 市町が実施する低線量CTによる肺がん検診の結果から、精密検査を要すると判定された受診者に対して、適切な精査を実施して精度の高い検診体制を確立することを目的に、精査を担当する医療機関（以下、「精査機関」という。）を登録する。

(登録要件)

第2 登録を申請する医療機関は、石川県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会（以下「肺がん部会」という。）が定める、下記の要件を満たさなければならない。

1. 次の体制が整備されていること。

- (1) 肺癌の臨床診断に習熟した医師がいて、低線量CTによる肺がん検診の精査を担当できること。
- (2) HR/TS-CT検査（高分解能薄層CT）とその読影が可能であること。

2. 低線量CT肺がん検診の判定基準に応じて、次のような対応が可能であること。

- (1) 「E2：肺癌を強く疑う」ものに対する精査が可能であること。
- (2) 「E1：肺癌を否定できない」ものについて、日本CT検診学会肺がん診断基準部会編による「低線量CT肺がん検診の肺結節の判定基準と経過観察の考え方」に準拠して精密検査をすすめることができること。また、確定診断が必要な場合や肺結節以外の所見では専門施設*に紹介できること。

【※専門施設】

- ① 肺癌の病理および細胞診断に習熟した医師がいるか、あるいはそのような施設と緊密に連携をとりうること。
 - ② 気管支鏡検査・CTガイド下針生検・胸腔鏡下生検等の確定診断を得る技術を有するか、またはそのような施設と緊密に連携をとりうること。
- (3) 「D：肺癌以外の疾患疑い」のものについては対応する疾患に関する精密検査および必要な治療を受けるよう指導できること。

(注) 精査機関の要件は、以下により改変

- ・日本肺癌学会編「肺癌取扱い規約第8版補訂版」2021年3月改訂
- ・日本CT検診学会肺がん診断基準部会編「低線量CTによる肺がん検診の肺結節の判定基準と経過観察の考え方第5版」2017年10月改訂

3. 症例の転帰を記録保管し、成績集計調査及び「全国がん登録」の届出等に協力できること。

4. 精密検査結果について、市町等が定める様式により、一次検診実施機関または市町等へ速やかに報告すること。

5. 日本呼吸器外科学会・日本呼吸器内視鏡学会の認定施設であることが望ましい。

(申請の手続き)

第3 登録を申請する医療機関は、「低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録申請書」(様式1、以下「申請書」という。)を、肺がん部会長に提出するものとする。

(登録に関する審査)

第4 肺がん部会長は、部会長が定める委員をもって、登録審査を実施するものとする。

2 登録審査結果については、肺がん部会に報告するものとする。

(登録の手続き)

第5 申請書を受理した場合、肺がん部会長は速やかに登録審査を実施し、登録の適否を決定するものとする。

2 肺がん部会長は、前項の手続きにより登録決定された医療機関(以下、「登録精査機関」という。)に対し、「低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録決定通知書」(様式2)により通知する。

3 登録の有効期間は、登録を決定した日から2年以内とし、その終期は登録決定年度の翌年度の3月31日とする。

(登録の変更及び欠落)

第6 登録精査機関は、申請書の記載事項に変更があった場合、及び第2の登録要件を欠くに至った場合には、速やかに「低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録事項変更届出書」(様式3、以下、「変更届出書」という。)により、肺がん部会長に届け出るものとする。

(登録内容変更の承認及び取り消し)

第7 変更届出書を受理した場合は、肺がん部会長は速やかに登録審査を実施し、登録の適否を決定する。なお、登録精査機関が次の各号に該当する場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 第2に定める要件を満たさなくなった場合
- (2) その他、登録精査機関として不相当と認められた場合

(登録精査機関の周知)

第8 石川県健康推進課長は、全登録精査機関を「低線量CTによる肺がん検診の登録精査機関一覧」(様式4)により、低線量CTによる肺がん検診を実施する市町長に周知する。

(責務)

第9 登録精査機関は、精度管理のために「石川県生活習慣病検診等管理指導協議会」及びその他関係機関に対し、精度管理に関する情報を提供すること。なお、情報提供に関しては、個人情報の保護に十分留意すること。

附則

- 1 この要領は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年9月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

- 4 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

年 月 日

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会
肺がん部会長 様

医療機関所在地

医療機関名称
(電話番号)

開設者又は
管理者氏名

低線量CTによる肺がん検診の精査機関の登録申請について

市町が実施する低線量CTによる肺がん検診の精査機関としての登録について、関係書類を添えて申請します。

(添付書類) 低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録調書 (別紙)

様式2

年 月 日

医療機関名称

開設者又は
管理者氏名

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会
肺 が ん 部 会 長

低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録決定通知書

年 月 日付けで申請のあった低線量CTによる肺がん検診の精査機関の登録に関して、肺がん部会にて審査した結果、登録が決定しましたので通知します。

なお、登録期間は、 年3月31日までとします。

様式3

年 月 日

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会
肺がん部会長 様

医療機関所在地

医療機関名称
(電話番号)

開設者又は
管理者氏名

低線量CTによる肺がん検診の精査機関登録事項変更届出書

標記について、下記のとおり変更がありましたので、届出いたします。

記

変更項目	変 更 前	変 更 後
要件		
要件		
要件		

様式4

低線量CTによる肺がん検診の登録精査機関一覧

石川県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会

二次医療圏名	医療機関名	所在地	診療科名	電話番号	登録日
南加賀					
石川中央 (金沢市含む)					
能登中部					
能登北部					